

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
(今次確定闘争の3者協要求特集号) 2025年11月13日 NO.761

## 今次確定闘争の3者協要求 物価の上昇を上回る賃上げを 実質賃金はマイナス基調だ

2025春闘の結果は、16,356円(5.25%)で、昨年比1,075円増(0.15ポイント増)でした。しかし、賃上げを上回る物価の上昇があるため、実質賃金は低い基調のままでです。株価が上昇し、円安が進行しています。円安のおかげで、輸入物価が上がっています。輸出関連大企業や富裕層は、大儲けしていますが、一般の労働者大衆は、生活が苦しいままです。企業が儲かれば、労働者大衆も潤うというトリクルダウンは起きません。経済格差が進んでいます。アベノミクスは、失敗です。

## 2025都人勧の6つの問題点 初任層の大 幅引き上げだけでなく、中高年層の引上げも

東京都人事委員会は、10月17日、例月給を13,580円(3.24%)、特別給を0.05カ月それぞれ引き上げる勧告を行いました。例月給の引き上げが3%を超えるのは、1991年以来34年ぶりです。公民較差解消のため、給料表を職級によりメリハリをつけた上で、全級全号給引き上げ改定し、人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置いた勧告です。

教員給与については、適切な対応を行う必要があるとし、教職調整額の引き上げ、教育管理職に対する加算措置、学校教育法改正による新たな職への対応、義務教育等教員特別手当の見直すことを、教員の長時間労働については、「東京都教育委員会においては、今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する」と勧告しました。

東京都人事委員会の勧告に対する3者協としての見解は、以下のとおりです。

1. 4年連続で、例月給と特別給の引き上げ勧告がなされることは、2025春闘の結果や組合員の要求に一定程度応えたものといえます。
2. 初任給を大幅に引き上げた(16,500円等)ものの、若年層と中高年層の引き上げ額の差が相変わらず大きいです。1級と2級の最高号給付近では、4,000円と4,400の引き上げ額にとどまっています。
3. 全世代で改訂がなされたものの、給与改定のフラット化が進められています。
4. 住居手当の引上げは、歓迎します。しかし、住居に困っているのは27歳や35歳までの若年層だけではなく、支給金額の増額や対象範囲の拡大が望まれます。
5. 「人事院が進める65歳定年を見据えた給与水準の在り方や給与カーブの在り方の検討状況を注視し、都における定年引上げ等に伴う任用形態の変化や民間における高齢層の給与の状況等を継続的に把握し、給与制度の在り方について研究・検討」とあることに注目しています。60歳前後の高齢層の給与水準引き下げとならないか、警戒が必要です。
6. 教員の働き方改革については、東京都教育委員会の取り組みに「期待する」と述べるだけで、人事委員会として積極的に改善していくこうという意気込みが感じられません。

# 新「指針」事務職員へ業務の押し付けに反対

「学校における働き方改革」で、学校の教員の業務負担を軽減することが進められています。しかし、事務職員については逆に、業務の負担を転嫁させることが進められようとしています。この新「指針」の通知によって、東京都でも「押し付け」が起きるのではないかと危惧します。事務職員は、現状でも職務に追われています。すべての事務職員がパソコンに詳しい訳ではありません。定数配置が1校1・2名では、どこの学校でも同じに職務の範囲とすることは困難です。教育委員会は、業務の3分類を踏まえ、働き方改革の計画を今年度中に策定するとしています。

## 新「指針」の服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等「学校と教師の業務の3分類」

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。

### 【学校以外が担うべき業務】

3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

### 【教師以外が積極的に参画すべき業務】

6. 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討

### 【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

17. 学校行事の準備・運営 関係機関と日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進

## 単組要求で5項目を要求 給食費の財政支援の継続、学校徴収金の外務委託に関する協議

1. 学校給食費の無償化は、国による全額補助が実現するまで、東京都として、区市町村に財政支援（補助金）を継続して行うこと。
2. 東京都として、国に学校給食費の完全無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。
3. 東京都として文部科学省の通知にある区市町村の公会計化を推進すること。
4. 学校徴収金（給食費や教材費、移動教室・修学旅行費等）の外部委託（アウトソーシング）について、情報提供と話し合いを行うこと。
5. 文部科学省による新「指針」によって、事務職員への「業務の負担転嫁」、「業務の押し付け」を行わないこと。